

横須賀海洋少年団団則

令和 3年7月24日
横須賀海洋少年団達第1号

公益社団法人日本海洋少年団連盟定款及び日本海洋少年団連盟規約に基づき、横須賀海洋少年団の団則の全てを改定する。

令和 3年 7月24日

横須賀海洋少年団 団長 道家 一成

横須賀海洋少年団団則

第1章 総則

(名称)

第1条 この団は、横須賀海洋少年団（以下、団という。）と称する。

(用語の定義)

第2条 この団則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 連 盟 公益社団法人日本海洋少年団連盟をいう。
- 連盟定款 公益社団法人日本海洋少年団連盟定款（平成24年5月31日）をいう。
- 連盟規約 公益社団法人日本海洋少年団連盟規約（平成25年3月19日）をいう。
- 会員規則 日本海洋少年団連盟の会員に関する規則（平成24年5月31日）をいう。
- 組織規定 公益社団法人日本海洋少年団連盟組織規定（平成16年4月1日）をいう。

(事務所)

第3条 団は主たる事務所を、神奈川県横須賀市内に置く。

2 事務所の住所は、団長が別に定める。

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 団は、連盟定款第3条の規定に基づき、国際貿易港であるとともに、近代日本の幕開けの地の歴史を持つ横須賀にあって、少年少女に対し、海に親しむとともに、海に関する必要な知識と技術を与え、団体生活を通じて社会生活に必要な特性を涵養し、併せて貿易立国であり、海の恵みを享受する海洋国である日本の将来を担う人材を育てることを目的とする。

(事業)

第5条 団は、第4条の目的を達成するため、連盟規約第5条、第6条、第8条、第9条に基づき次の事業を行う。

- (1) 基本訓練及び海上訓練
- (2) 艦船、灯台、港湾施設、造修所、その他の見学
- (3) 海事思想普及に関する行事及び研究会、座談会等の開催
- (4) 社会奉仕活動
- (5) 海洋少年団通信「海っ子」への投稿
- (6) その他必要と認める事項

第3章 会員

(種別)

第6条 この団の会員は、連盟定款第5条、連盟規約第11条、第12条の規定に基づき、次のとおりとする。

- (1) 少年少女会員 連盟規約第12条第2号で定められた者で、三浦半島全域及びその他地域で在学する、幼稚園年長組から高等学校3年生までの少年少女の会員（以下、団員という。）とする。
- (2) 団役員 連盟規約第12条第3号で定められた者で団員の保護育成、指導等に当たる者、事務職員等であって、満19歳以上の者とする。
- (3) 保護者会員 連盟規約第12条第4号で定められた者で団員の保護者とする。
- (4) O B 会員 連盟規約第12条第4号で定められた者で卒団し、入会した者とする。
- (5) 友の会会員 連盟規約第12条第4号で定められた者で団の支援を目的とした個人及び法人とし、横須賀海洋少年団友の会の会員とする。
- (6) 名誉会員 連盟定款第5条第3号の規定に基づき、団に特別な功績があったとして団長から表彰を受けた者で、団長が推挙し総会の承認を得た者とする。

(入団)

第7条 連盟規約第23条の規定に基づき、入団しようとする者は入団届（別記様式第1）及び連盟規約の様式第1を提出し、団で定める保険に加入するものとする。

(仮入団)

第7条の2 入団を検討する者で、一時的に入団させて児童の様子を観察したい者は仮入団届（別記様式第4）を提出し、仮入団の期間は3ヶ月、団の定める保険に加入するものとする。

2 団の定める保険は、公益財団法人スポーツ安全協会が行なう保険とする。

(入団金及び会費)

第8条 連盟規約第18条に基づき、次のとおり入団金及び会費を納入するものとする。

2 入団金、会員の会費は次のとおりとする。

- (1) 入団金 5,000円
- (2) 少年会員の会費は次のとおりとする。

ア) ラッコ級（幼稚園年長組及び満5歳の児童）	月額	2,000円
イ) 教育級（小学校1年生から小学校3年生）	月額	2,000円
ウ) 初等級（小学校4年生から小学校6年生）	月額	2,000円
エ) 中等级（中学校1年生から中学校3年生）	月額	1,000円
オ) 高等級（高等学校1年生から高等学校3年生）	月額	1,000円
- (3) 団役員 会費 無償
- (4) 保護者会員 会費 無償
- (5) O B 会員 会費 無償

(6) 名誉会員 会費 無償

3 会費の納入は、運営委員会の議決を経て団長が別に定める方法による。

(任意退会)

第9条 会員が退会しようとするときは、連盟定款第8条の規定に従うものとし、退会届(別記様式第2)で定められた手続きを行なうものとする。

(除名)

第10条 会員が連盟定款第9条の規定や、次の各号の一つに該当する場合には、総会において団役員、保護者会員、OB会員総数の3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し総会1週間前までに理由を付して除名する旨を通知し、総会において、議決の前に弁明の機会を与えなくてはならない。

(1) 団則に違反したとき。

(2) 団の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) 団の運営や活動を著しく妨げる行為をしたとき。

2 前項により、除名が議決されたときは、その会員に対し、通知(別記様式第3)するものとする。

(会員資格の喪失)

第11条 連盟定款第10条の規定に基づき、会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会したとき。

(2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。

(3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき。

(4) 2年以上会費を滞納したとき。

(5) 除名されたとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第12条 連盟定款第11条の規定に基づき、会員が前条の規定により、その資格を喪失したときは、団に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。

2 団は、会員がその資格を喪失しても、既納の入団金、会費及びその他の抛出金品は連盟定款第11条の2の規定により返還しない。

第4章 総会

(構成)

第13条 この団の総会は、団役員、保護者会員、OB会員(以下、会員という。)をもって構成する。

(権限)

第14条 総会は、次の事項を議決する。

(1) 役員を選任及び解任

(2) 団則の変更

(3) 各事業年度の事業報告及び決算の承認

(4) 会費の金額

(5) 会員の除名

(6) 解散、公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分

(7) 合併、事業の全部もしくは一部の譲渡又は公益目的事業の残部の廃止

(8) 前号に定めるもののほか、この団則に定める事項

(開 催)

第15条 総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一つに該当する場合に開催する。

(1) 運営委員会において開催の決議がなされたとき。

(2) 会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する会員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、団長に請求があったとき。

(招 集)

第16条 総会は、運営委員会の決議に基づき団長が招集する。

2 団長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内の日に臨時総会の招集を通知を発しなければならない。

(議 長)

第17条 総会の議長は、団長がこれに当たる。団長が欠席の場合は、副団長又はその総会において、出席した会員の中から選出する。

(議決権)

第18条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(決 議)

第19条 総会の決議は、総会の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該の過半数をもって行なう。

2 前項の規定にかかわらず、次の議決は会員の半数以上であって、会員の議決権の3の2以上に当たる多数をもって行なう。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 団則の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

(書面表決等)

第20条 総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面等をもって議決し、又は他の者を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 会員が、総会の議決の目的である事項について提案した場合において、その提案について会員の全員が書面等により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の議決があったものとみなす。

(議事録)

第21条 総会の議事は定款第20条の規定に基づき、法令の定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 前項の議事には、議長及びその総会において選任された2人以上の役員が議事録署名人として記名、押印しなければならない。

第5章 役員等

(種類及び定数)

第22条 団に、次の役員を置く。

- (1) 団長は1名とする。
- (2) 副団長は、若干名とする。
- (3) 監事は1名とする。
- (4) 運営委員は、若干名とする。

(役員を選任等)

第23条 団長、副団長及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 監事は、団の役員と兼ねることはできない。
- 3 団長に異動があったときには、会員規則第2条第2項及び会員細則第2条の規定に基づき、速やかに指定代表者変更届(様式第2号)を連盟の会長に提出するものとする。

(役員職務及び権限)

第24条 役員は、法令及び団則の定めるところにより、団の職務を執行する。

- 2 団長は、この団を代表し、その職務を総理する。
- 3 副団長は団長を補佐し、団の職務を執行する。
- 4 運営委員会は、団長、副団長を補佐し、団の業務を執行する。
- 5 事務局は、団長、副団長を補佐し、団の常務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は連盟定款第24条の規定に基づき、次の職務を行なう。

- (1) 団の事業及び財産の状況を調査すること並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること。
- (2) 総会及び運営委員会に出席し、必要あると認めるときは意見を述べること。

(任期)

第26条 役員任期は連盟定款第25条の規定に基づき、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

(解任)

第27条 役員解任は連盟定款第26条の規定に基づき、次の各号の一に該当するときは、総会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合には、会員の半数以上であって、会員の議決権の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えられないとき。
- (2) 職務上の義務に違反し又は職務を怠ったとき。

(報酬等)

第28条 役員は無報酬とする。

- 2 役員には、その職務を行なうために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決により別に定める会計規則、報酬等の規則第7条の規定によるものとする。

(顧問)

第29条 この団に顧問を若干名を置くことができる。

2 顧問は、運営委員会の議決を経て、団長が委嘱する。

3 顧問は、団長の諮問に応じ意見を述べ、又は会議に出席して意見を述べることができる。

4 顧問には、前条の規定を準用する。この場合において、「役員」とあるのは「顧問」と読み替える。

(取引の制限)

第30条 役員が連盟定款第29条に規定された取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、運営委員会の承認を得なければならない。

2 前項の取引をした役員は、その取引の重要な事実を遅滞無く、運営委員会に報告しなければならない。

第6章 名誉団長

(名誉団長)

第31条 団の名誉団長は連盟定款第31条の規定に基づき、運営委員会の議決により名誉団長に推戴することができる。

2 名誉団長は、この団の象徴とする。

3 名誉団長は、三笠保存会と連携し団の発展に寄与するものとする。

第7章 運営委員会

(構成)

第32条 団に運営委員会を置く。

2 運営委員会は、団役員、保護者、その他により選出された者（以下、委員という。）を持って構成する。

(権限)

第33条 運営委員会は、この団則に別に定めるもののほか、次の職務を行なう。

(1) 総会の日時及び場所並びに付議すべき事項の決定

(2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項

(3) 前号定めるもののほか団の業務執行に関する事項の決定

(開催)

第34条 運営委員会は、定例運営委員会及び臨時運営委員会の2種とする。

2 定例運営委員会は、毎事業年度4回開催する。

3 次の場合には、臨時運営委員会を開催する。

(1) 団長が必要と認めたとき。

(2) 団長以外の役員から団長に対し、会議の目的である事項を示して、招集の請求があったとき。

(3) 監事から招集の要請があったとき、又は監事が招集したとき。

(招 集)

第35条 運営委員会は、団長が招集する。ただし、前条第3項第2号により役員が招集する場合及び前条第3項第3号により監事が招集する場合を除く。

2 前条第3項第2号による場合は役員が、前条第3項第3号による場合はの監事が、運営委員会を招集する。

3 団長は、前条第3項第2号又は第3号前段に該当する場合は、その請求があった日から2週間以内の日を運営委員会の日とする運営委員会を招集しなければならない。

4 運営委員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を示して、開催日の1週間前までに委員及び監事に対して通知を発しなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、委員及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく運営委員会を開催することができる。

(議 長)

第36条 運営委員会の議長は、団長がこれに当たる。団長が欠席の場合は、副団長又はその運営委員会に出席した団役員の中から選出する。

(決 議)

第37条 運営委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第38条 決議の省略は、運営委員会の決議目的である事項について提案した場合において、その提案について議決に加わることの団役員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の運営委員会の議決があったものとみなす。ただし、監事が当該提案について異議を述べたときは、この限りではない。

(報告の省略)

第39条 報告の省略は、団役員又は監事が団役員及び監事の全員に対して、運営委員会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を運営委員会に報告することは要しない。

2 前項の規定は、第24条の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第40条 運営委員会は議事録を作成する。

第8章 財産及び会計

(財産の種別)

第41条 財産の種別は、連盟定款第41条の規定に基づき、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 運営委員会で、基本財産とする事を決議した財産

(2) 基本財産として寄附された財産

3 その他の財産は、基本財産以外のものとする。

(基本財産の維持及び処分)

第42条 基本財産の維持及び処分は、連盟定款第42条の規定に基づき、適正な維持及び管理に努めるものとする。

2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分又は提供する必要が生じた場合には、

運営委員会の議決を経て団長の承認を要する。

3 団の経費は、原則として基本財産以外の財産をもって支弁する。

(事業年度)

第43条 事業年度は連盟定款第43条の規定に基づき、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第44条 事業計画及び収支予算は、連盟定款第44条の規定に基づき、事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類は、毎事業年度の開始の日の前日までに作成し、運営委員会の議決を経て、直近の総会において承認を得るものとする。

2 前項の書類については、団長が指定する場所に、当該年度が終了するまでの間、備え置き、保護者等の求めに応じて供覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第45条 事業報告及び決算は、連盟定款第45条の規定に基づき、毎事業年度終了後、監事の監査を受けた上で、運営委員会の承認を経て総会に提出し、承認を受けなければならない。

2 前項の書類のほか、次の書類を団長が指定する場所に5年間供え置き、保護者等の求めに応じて供覧に供するとともに、団則、会員名簿を団長の指定する場所に備え置き、保護者等の求めに閲覧させるものとする。

(1) 監査報告

(2) 団役員及び監事の名簿

(3) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち、重要なものを記載した書類。

(会計原則)

第46条 会計原則は、連盟定款第47条の規定及び連盟会計規則の規定に基づき、別に定める会計規則によるものとする。

第9章 団則の変更、解散等

(団則の変更)

第47条 この団則は、総会において会員の半数以上であって会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の議決により変更することができる。

(解散)

第48条 解散は、連盟定款第50条の規定に基づき、総会において会員の半数以上であって会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の議決、その他法令で定められた自由により解散する。

(残余財産の帰属)

第49条 残余財産の帰属は、連盟定款第52条の規定に基づき、団が解散等により清算するときに有する残余財産は、総会の議決を経て、連盟に加盟する他の海洋少年団に贈与するものとする。

第10章 事務局

(設置等)

第50条 団の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には事務局長及び所要の職員を置く。

(組織)

第51条 事務局には、組織規定第2条に基づき、総務部と訓練部を置くものとする。

(職制)

第52条 部には部長を置く。

2 部長は、団長の命を受け、当該部の事務を処理するとともに、団の事業の総合的な運営を図り、相互に協力して職務を行なわなければならない。

3 部に必要な職員を置き、事務を処理させる。

(総務部の事務)

第53条 総務部は組織規定第5条の規定に基づき、次の事務を処理する。

- (1) 会員の入退会に関すること。
- (2) 総会、運営委員会及びその他会議の庶務に関すること。
- (3) 団則その他諸規定に関すること。
- (4) 役員を選任及び請願及び諸届に関すること。
- (5) 公印の監守に関することとし、細部は団長が別に定める。
- (6) 文書の接受、発送及び保存に関することとし、細部は団長が別に定める。
- (7) 機密に関すること。
- (8) 人事に関すること。
- (9) 事業計画の策定及びその収支予算並びに事業報告及びその収支決算に関すること。
- (10) 会費の徴収に関すること。
- (11) 資金計画の策定及び資金の調達に関すること。
- (12) 契約に関すること。
- (13) 会計及び財産の管理に関すること。
- (14) 制服、徽章類の販売及び管理に関すること。
- (15) 団の活動に関わる関係機関及び団体等との連絡調整に関すること。
- (16) 事務の総合調整に関すること。
- (17) 前各号に掲げるもののほか、訓練部の所掌に属さないもの。

(訓練部の事務)

第54条 訓練部は組織規定第6条の規定に基づき、次の事務を処理する。

- (1) 海洋少年団活動の普及及び団の充実強化に関すること。
- (2) 海洋活動器材の整備に関すること。
- (3) スポーツ安全保険に関すること。
- (4) 指導者育成計画の策定及び運営に関すること。
- (5) 指導者の資格審査と登録に関すること。
- (6) 全国大会及び関東大会並びに神奈川県連大会に関すること。
- (7) その他、海洋少年団活動の推進に必要な事業に関すること。

(備付け帳簿及び書類)

第55条 事務所には、次に掲げる帳簿及び書類を備え付けておかなければならない。

(1) 団則、日本海洋少年団連盟規定集、新版海洋少年団リーダーブック

(2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類

(3) 役員及び監事の名簿

(4) 認定、許可、認可等に関する書類

(5) 団則に定める機関（運営委員会及び総会）の議事に関する書類

(6) 財産目録

(7) 事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資に係わる書類

(8) 事業報告及び決算に関する書類

(9) 監査報告

(10) 運営組織及び事業活動の状況の概要及び、これらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(11) その他法令で定める帳簿及び書類

第11章 公告の方法

(公 告)

第56条 団の公告は電子公告により行う。

第12章 補 則

(委 任)

第57条 この団則に定めるもののほか、団の運営に関する必要な事項は、運営委員会の議決を経て、団長が別に定める。

附則（昭和40年 6月 1日制定）

この団則は、昭和40年 6月 2日から施行する。

附則（昭和53年 4月 11日改正）

この団則は、昭和53年 4月 12日から施行する。

附則（昭和63年 4月 1日改正）

この団則は、昭和63年 4月 2日から施行する。

附則（平成 4年 4月 1日改正）

この団則は、平成 4年 4月 2日から施行する。

附則（平成 7年 4月 1日改正）

この団則は、平成 7年 4月 2日から施行する。

附則（平成14年 3月 31日改正）

この団則は、平成14年 4月 1日から施行する。

附則（平成17年 3月 31日改正）

この団則は、平成17年 4月 1日から施行する。

附則（平成20年 3月 23日改正）

この団則は、平成20年 3月 24日から施行する。

附則（令和 3年 7月 24日横須賀海洋少年団達第1号）

（施行期日）

第1条 この団則は、令和 3年 7月 24日から施行する。

(経過措置)

第2条 この団則の施行前に規定された、中等級と高等級の会費は令和7年3月31日までの間、次に掲げる金額とする。

- (1) 中等級 年額6,000円
- (2) 高等級 年額2,000円

別記様式第1 少年少女会員・保護者会員（第6条関係）

横須賀海洋少年団団長 殿

横須賀海洋少年団入団届

(ふりがな) 氏名	平成 令和 年 満 月 歳 日生			
学校名・学年	立 学校 年生			
住所	〒			
開示と不開示 の選択	電子メールアドレス		電話 携帯	
	団以外・住所（町名 全て）・電話・学校名・学年・生年月日 不開示とするものを選んでください。（横須賀海洋少年団個人情報管理規則第3条 の規定に基づき、日本海洋少年団連盟への登録、公共施設の利用、艦船等の見学の際は、名簿 を提出する場合がありますので、住所、電話番号、職業、生年月日を使用します。）			
健康状態	身長 cm 体重 kg			
	アレルギーや特に注意を必要とすることを書いてください（別紙可）			
泳力	・泳げる m程度 ・面つけ できる できない ・泳げない			
性格	日頃のご家庭、学校での様子を教えてください。		得意なこと	
			不得意なこと	
入団の希望理由				
保護者	※保護者会員として登録されますが、会費はかかりません。		緊急連絡先（固定電話か携帯をお願いします）	
	続柄： 氏名		第1	
続柄： 氏名		第2		

公益社団法人日本海洋少年団連盟の定款の趣旨及び横須賀海洋少年団の目的に賛同し、
団則第6条に規定する会員となることを申し込みます。

令和 年 月 日

(ふりがな)

保護者氏名

印

別記様式第1 団役員（第6条関係）

横須賀海洋少年団団長 殿

横須賀海洋少年団役員入団届

(ふりがな) 氏 名	生年月日 大正 昭和 平成 年 月 日 満 歳					
職 業	(元海事関係者は元の職名：)					
住 所	〒					
開示と不開示 の 選 択	電子メールアドレス					
	団以外・住所（ 町名 全て ）・電話・職業・生年月日 不開示とするものを選んでください。（横須賀海洋少年団個人情報管理規則第3条 の規定に基づき、日本海洋少年団連盟への登録、公共施設の利用、艦船等の見学の際は、名簿 を提出する場合がありますので、住所、電話番号、職業、生年月日を使用します。）					
健 康 状 態	アレルギーや特に注意を必要とすることを書いてください（別紙可）					
入団の希望理由						
参加可能な曜日 (可能な日に○)	日	平日 (日中)	平日 (夕方)	祝日	土曜日	日曜日
	内 容	活動・会議	活動・会議	活動	活動	活動
日中の連絡先						
緊急連絡先	緊急連絡先（固定電話か携帯をお願いします） 第1 第2					

公益社団法人日本海洋少年団連盟の定款の趣旨及び横須賀海洋少年団の目的に賛同し、
団則第6条に規定する会員となることを申し込みます。

令和 年 月 日

(ふりがな)

氏 名

印

別記様式第1 OB会員（第6条関係）

横須賀海洋少年団団長 殿

横須賀海洋少年団OB会員入団届

(ふりがな) 氏名			生年月日	大正	昭和	平成
職業			年	月	日	満 歳
卒団年	西暦	年	(他の団は卒団した団名：運営委員 営委員 会運)			
住所	〒					
開示と不開示 の選択	電子メールアドレス					
	団以外・住所（町名 全て）・電話・職業・生年月日 不開示とするものを選んでください。（横須賀海洋少年団個人情報管理規則第3条の規定に基づき、日本海洋少年団連盟への登録、公共施設の利用、艦船等の見学の際は、名簿を提出する場合がありますので、住所、電話番号、職業、生年月日を使用します。）					
健康状態	アレルギーや特に注意を必要とすることを書いてください（別紙可）					
入団の希望理由	※ロープワーク・手旗・カッターの技量も記入					
参加可能な曜日 (可能な日に○)	日	平日 (日中)	平日 (夕方)	祝日	土曜日	日曜日
	内容	活動・会議	活動・会議	活動	活動	活動
日中の連絡先						
緊急連絡先	緊急連絡先（固定電話か携帯をお願いします） 第1 第2					

公益社団法人日本海洋少年団連盟の定款の趣旨及び横須賀海洋少年団の目的に賛同し、
団則第6条に規定する会員となることを申し込みます。

令和 年 月 日

(ふりがな)

氏 名

印

横須賀海洋少年団団長 殿

横須賀海洋少年団退会届

記

次の理由により退団いたしますので、退会届を提出します。

1 会員種別 少年少女会員 団役員 保護者会員 OB会員

2 退団理由

令和 年 月 日

少年少女会員氏名_____

少年少女会員氏名_____

少年少女会員氏名_____

氏 名 _____ 印

※1 少年少女会員の場合は、保護者の記名、押印がなければならない。

※2 不要の文字は二重取り消し線で消して使用する。

除 名 通 知 書

令和 年 月 日
横須賀海洋少年団 団長
○ ○ ○ ○

記

公益社団法人日本海洋少年団連盟定款第9条及び団則第10条の規定に基づき、
 を除名するので通知します。

1 除名の理由

2 除名の決議日

別記様式第4（第7条の2関係）

横須賀海洋少年団団長 殿

横須賀海洋少年団仮入団届

(ふりがな) 氏名	平成 令和 年 満 月 歳 日生			
学校名・学年	立		学校 年生	
住所	〒			
健康状態	身長 cm		体重 kg	
	アレルギーや特に注意を必要とすることを書いてください（別紙可）			
泳力	・泳げる m程度		・面つけ できる できない	
性格	日頃のご家庭、学校での様子を教えてください。		得意なこと	
			不得意なこと	
入団の希望理由				
保護者	緊急連絡先（固定電話か携帯をお願いします） 電子メール： 第1： 第2：			

※個人情報の取り扱い

横須賀海洋少年団個人情報管理規則に基づき、記入後は横須賀海洋少年団事務局が管理し、事務連絡、入団手続き以外には利用しません。

横須賀海洋少年団個人情報管理規則（抄）

（利用目的の特定及び制限）

第3条 利用目的の特定は、保護法第15条及び個人情報規則第4条の規定に基づき、次に掲げる各号によるものとし、利用目的による制限は保護法第16条の規程によるものとする。

- （1） 個人情報は、この団則に規定する事業のために利用する。
- （2） 連盟へ提出する文書
- （2） 会員及び入団希望者への訓練日程等の連絡及び通知するための連絡
- （3） 団の発行する著作物及び電子的著作物（取得及び利用目的の通知等）

第4条 取得は保護法第17条の規定に基づき、適正かつ厳格に行うものとし、取得に際しての利用目的の通知等は保護法第18条の規定に基づき通知するものとする。

公益社団法人日本海洋少年団連盟定款の趣旨及び横須賀海洋少年団の目的に賛同し、団則第7条の2に規定する仮入団を申し込みます。

令和 年 月 日

(ふりがな)

保護者氏名

印